

アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令参照条文

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）

（緊急関税等）

第九条

1 3 （省 略）

4 外国において一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）がとられた場合において、一般協定第十九条3(a)（緊急措置に対する措置）の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条3(b)（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して次の措置をとることができる。ただし、一般協定第十九条3(a)の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合には、この限りでない。

一 当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税の課すること。
二 当該貨物につき、マラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

6 14 （省 略）

15 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

（原産地の意義）

第五十条 法第八条の二第一項、第三項又は第四項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

一 3 （省 略）

2 3 （省 略）